

居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人徳洲会（以下「事業者」という。）が開設する指定居宅介護支援事業所「医療法人徳洲会 加須ふれあい介護相談所」（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、その他の地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人徳洲会 加須ふれあい介護相談所
- 二 所在地 埼玉県加須市下三俣1790-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者（主任介護支援専門員） 1名（常勤 介護支援専門員を兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に自らも介護支援専門員の業務にあたる。
- 二 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、要介護者の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月31日から1月3日まで及び土日祝祭日を除く。
- 二 営業時間 8時30分から17時00分(月～金)

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 一 相談の場所 利用者宅、居宅介護支援相談室等
 - 二 課題分析表の種類 居宅サービス計画ガイドラインによる
 - 三 サービス担当者会議開催場所 利用者宅、居宅介護支援相談室等
 - 四 居宅訪問の頻度 月1回以上
 - 五 モニタリングの実施及び結果の記録 1ヶ月に1回
 - 六 ケアマネジメントの公正中立性の確保を図るために前6か月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合および同一事業者によって提供されたものの割合等につき文書の交付及び口頭により説明し、利用者から署名を受ける。
- 2 第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、特に徴収しないこととする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

- 第7条 介護支援専門員は、事業の提供を行っている時に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者にかかわる居宅サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償するものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

第8条 事業の提供に係る利用者またはそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、旧加須市、羽生市の区域とする。

(個人情報保護)

第10条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者及び家族の個人情報については、利用者の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための指針の整備、定期的な委員会の開催・研修を行い、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を配置する。

(身体拘束等の適正化について)

- 第12条 事業所は、当該利用者またはほかの利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他の運営についての留意点)

- 第13条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後1カ月以内
 - 二 継続研修 年4回以上
- 2 地域包括支援センターで行う介護予防業務の一部を受託することとする。
- 3 従業者は、職務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人徳洲会の理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

- 第14条 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。

(感染対策・衛生管理)

- 第15条 感染症の予防及びまん延を防止するため、委員会においてその対策を協議し、対応指針等を作成し周知を図る。また、研修や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める等の措置を講ずるものとする。
- また、従業者の清潔の保持、健康状態の必要な管理を行う。

付 則

この規程は、令和 4年 2月 1日から施行する。

この規定は、令和 4年 8月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年 12月 1日から施行する。

この規定は 令和 6年 4月 1日から施行する。